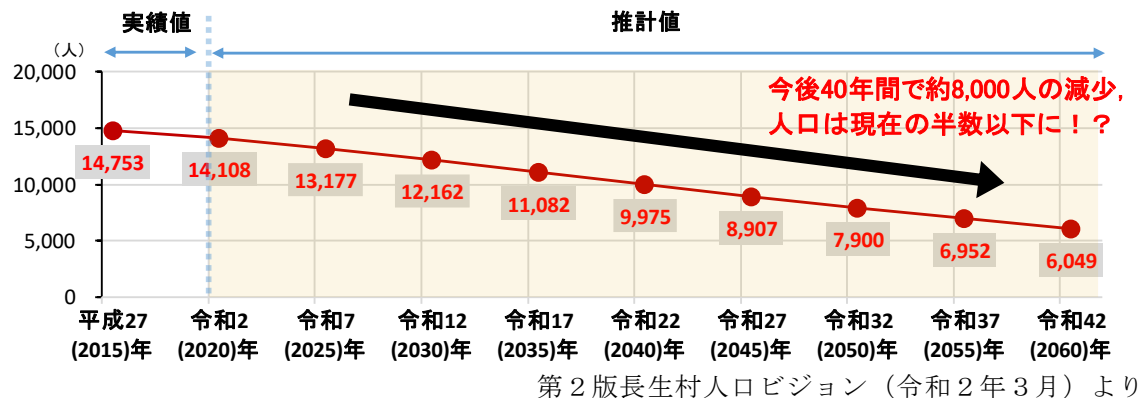


消防団員の処遇改善について

加速度的に進む人口減少・少子高齢化を受けて、旧来の地域コミュニティが衰退する中、国内外の人口流動が進み、人々の働き方、ライフスタイル及び価値観が多様化しています。

本村においても、村の人口は2008年にピークを迎えた15,000人から2023年には13,500人にまで減少を続けており、村の人口ビジョンでは、2040年には10,000人を下回り、2060年には6,000人にまで減少する予測となっています。



このような時代において、大規模災害等の緊急時に対応できる団員を確保し、地域の安全を守る持続可能な消防団を実現するため、長生郡市消防団第六支団（長生村）では、団員の処遇改善について、令和4年度から検討を重ねています。

〈団員処遇改善〉

①火災出動基準の見直し（R5～）

誤報等による空振り出動を抑制するため、火災時の自動出動を地元部に限定し、他部は防災無線等の応援要請を受けてから出動するよう見直しを行いました。

②団員報酬の個人支給（R5～）

部単位で支給されていた報酬について、労務対価として個人へ支給されていない可能性があることが課題とされ、個人への直接支給（口座振込）へ変更されました。

③団員報酬の引き上げ（R6～）

国の示す標準報酬額より低い金額の規定となっていたことから、消防本部において見直しが行われ、令和6年度から報酬額が引き上げられました。

④出動手当の見直し（R6～）

出動時の手当支給基準について、災害時及び災害時外を問わず無報酬となるような活動が行われないよう支給基準の見直しが行われました。

⑤各種事業の見直し（R5～順次）

出初式、芝焼き、操法訓練、操法大会、秋季訓練、歳末警戒等の各種消防事業について、儀礼的な活動を縮小し、より効果的な手法を検討する等、これまでどおりが当たり前ではなく、団員の負担軽減と機能強化につながる見直しを進めています。

⑥機能別消防団の創設（R6～）

人員の不足する消防団を補完するため、消防団OBを構成員として、災害時のみ出動する機能別消防団の創設を検討しています。